

公益社団法人日本中国料理協会大阪支部 様

大阪府健康医療部生活衛生室長

大阪市全域における営業時間短縮協力金の
受付開始日等について（依頼）

平素は、大阪府政へのご理解・ご協力をいただきお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症に対する取組みにつきましても、ご協力いただき誠にありがとうございます。

去る12月14日の大阪府新型コロナウイルス対策本部会議において、大阪市内全域の酒類を提供する飲食店等に対して、休業・営業時間短縮の要請がなされたところですが、12月25日に開催された第33回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議において、要請期間が1月11日まで延長されることとなりました。

これを受けて、協力金の受付開始日及び金額等が次のとおり大阪市から示されました。

詳細につきましては、別添のとおりですので、貴団体（社）内でのご周知について、ご協力をいただきますよう、よろしく願いいたします。

記

- 1 受付開始日 令和3年1月12日（火曜日）
- 2 支給金額 1 対象施設（店舗）あたり148万円
※ただし、要請を遵守した期間が12月30日～1月11日の施設（店舗）については、1 対象施設（店舗）あたり72万円
- 3 支給要件 次の①～④の全てを満たす事業者
①要請区域内：大阪市（全域）に事業所
②12月16日～1月11日までの全期間、要請を遵守
※ただし、12月30日～1月11日の期間のみ要請を遵守された施設（店舗）については、他の要件を満たした場合、支給対象となります。
③要請期間終了（1月11日）までに感染防止宣言ステッカーを導入
④営業に関する必要な許認可等を取得

【協力金に関する問い合わせ先】

営業時間短縮協力金コールセンター

電話番号：06-6655-0711 および06-6655-0820

開設時間：月曜日から土曜日、9時から17時30分まで

※日曜日及び祝日、年末年始（令和2年12月31日から令和3年1月3日まで）は対応しておりません。

【大阪市ホームページ】

<https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000522177.html>

【要請に関する問合せ先】

大阪府休業要請等コールセンター 電話番号：06-4397-3268

問い合わせ先

本通知について

営業時間短縮協力金について

生活衛生室食の安全推進課

門脇、高橋 06-6941-0351（内線2561）

大阪市経済戦略局産業振興課

電話06-6615-3779